

「米原貨物ターミナル」

交通結節点改善事業の新規事業化について

交通結節点である貨物駅では全国で初めて、交通結節点改善事業「米原貨物ターミナル」が平成14年度に新規事業化されることになりましたのでお知らせします。

《事業の概要》

滋賀県は、内陸工業県として数多くの工業団地を擁しているものの、県内にはコンテナ扱いの鉄道貨物駅が設置されていないことから、物流形態としてはトラック輸送に大きく依存しています。

このため岐阜県あるいは京都府の隣接県の貨物駅までトラックによる移送を余儀なくされ、物流の非効率化を招いています。

これらを背景に、国土交通省、滋賀県、JR貨物等により、平成13年度からJR米原貨物駅の事業の必要性等の協議検討を重ねられてきました。

この検討の結果、物流効率化、マルチモーダル施策等の観点から、平成14年度にJR貨物ターミナルの整備と一体となったアクセス道路の一体整備に着手するものです。

《計画の概要》

1. 事業区間：滋賀県坂田郡米原町梅ヶ原さかたぐんまいはら～入江いりえ
2. 事業延長：約0.7km
3. 道路規格：第3種第2級
4. 車線数：2車線
5. 事業主体：国土交通省、滋賀県

JR貨物ターミナルはJR貨物が事業主体

《事業の整備効果》

1. 物流の効率化に寄与します。

幹線道路と貨物ターミナルを連絡し、各交通モードの特性が発揮され、物流効率化に寄与します。

2. 幹線道路の渋滞緩和等に寄与します。

南北の幹線道路である国道8号と県道彦根米原線を東西に連絡することから、道路利用者の経路選択が拡大し、幹線道路の渋滞緩和に寄与します。

3. 地域開発、地域活性化に寄与します。

米原駅東部土地区画整理事業等の東部地域と米原町中心部が連絡され、地域開発、地域活性化に寄与します。

■貨物ターミナルとアクセス道路の一体的整備

